

公立大学法人名古屋市立大学 ネーミングライツ事業
指定代理店募集要項

公立大学法人名古屋市立大学（以下「本学」という。）は、「名古屋市立大学広告掲載要綱」及び「名古屋市立大学ネーミングライツ事業実施要項」に基づき、自己収入の拡大を図り、本学の運営、教育及び研究など大学運営に資することを目的として、ネーミングライツ事業を実施することといたしました。

同事業の効果的・効率的な運用を図るため、同事業にかかる本学とネーミングライツの提案を希望する事業者等との仲介等にご協力いただける広告代理店（以下「指定代理店」という。）を、次のとおり募集します。

1 募集概要

(1) 指定代理店の業務内容

- ア ネーミングライツ事業にかかる本学と応募事業者等との仲介業務
- イ 事業者等が希望する名称、商標名、ロゴ・シンボルマーク又は愛称等（以下「別称等」という。）のサイン、案内看板等（以下「サイン等」という。）の設置、管理及び撤去業務
- ウ その他ネーミングライツ事業に付随する業務

(2) 指定代理店の要件

次の各号に掲げる要件のすべてを満たす者

- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団の構成員であると認めるに足る相当の理由がある者でないこと
- イ 本学から建設工事、物品の購入又は製造、役務その他の契約に関する取引停止の措置を受けていないこと
- ウ 国、自治体等から違法又は不適当な行為により営業停止その他の処分を受けていないこと
- エ 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続き中の者又は会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続き中の者でないこと
- オ 国税及び地方税を滞納していないこと
- カ 過去にネーミングライツ事業の取扱実績があること

(3) 指定代理店手数料

指定代理店の業務の結果、別称等を決定する権利（以下「ネーミングライツ」という。）を付与された事業者等（以下「ネーミングライツパートナー」という。）が決定した場合に、本学と締結する指定代理店契約において定める方法により算定した指定代理店手数料をお支払いします。

2 申込方法等

「名古屋市立大学ネーミングライツ事業指定代理店申込書」に必要事項を記入し、必要書類を添付の上、提出してください。提出の際は、あらかじめ「4. 問い合わせ先」に連絡をしてください。なお、提出書類は返却しません。

(1) 提出書類

- ア 名古屋市立大学ネーミングライツ事業指定代理店申込書
- イ ネーミングライツ事業の取扱実績を証する書類
- ウ 法人等の概要を記載した書類（会社概要）
- エ 定款、寄附行為その他これらに類する書類
- オ 法人の登記事項証明書（発行3ヶ月以内のもの）
- カ 直近3事業年度分の貸借対照表及び損益計算書
- キ 国税及び地方税を滞納していないことを証する書類

(2) 申込方法

前項の提出書類一式を、「4. 問い合わせ先」まで持参または郵送してください。

3 指定代理店の決定

(1) 決定

上記申込があった場合、本学が設置するネーミングライツ選定委員会において申込者が指定代理店の要件に適合することを確認したうえで、指定代理店となることを決定し、申込者あて通知するとともに、ウェブサイトにて公表します。

(2) 契約締結

指定代理店の決定後、本学と契約を締結していただきます。

(3) 指定期間

指定期間は年度単位とし、延長を妨げないものとします。

4 問い合わせ先

公立大学法人名古屋市立大学事務局経営企画部広報課
〒467-8601 名古屋市瑞穂区瑞穂町字川澄1
TEL：052-853-8328
E-mail：ncu_public@sec.nagoya-cu.ac.jp